

岐阜県企業立地促進事業補助制度のご案内

1 補助の対象となる業種は？

- ① ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業の事業所の設置
- ② コールセンターの設置

※コールセンターとは…
コンピュータと通信回線を利用して、集約的に顧客サービス等の業務を行う施設をいいます。

- ③ データセンター、ソリューションセンターの設置

※データセンターとは…
通信回線を利用して顧客の提供データをコンピュータにより集約的に管理するとともに、データ処理システムの構築、運用等について付加的な価値の提供を行う施設をいいます。

※ソリューションセンターとは…
企業等がシステム構築等を行うにあたって生じる問題に対し、適切な支援（コンサルティング、システム開発、システム導入、運用サポート、コンピュータ関連製品動作テスト、IT研修、その他各種関連サービス）を行う施設をいいます。

- ④ 高度技術工業もしくはこれに類する事業、バイオテクノロジー、ナノテクノロジーまたはVR技術を利用する研究開発施設の設置
- ⑤ 高度技術工業もしくはこれに類する事業、バイオテクノロジー、ナノテクノロジーまたはVR技術を利用する事業、航空宇宙産業（民需に限る）及び知事が特に認めるものの製品製造を行う工場の設置
- ⑥ 製造業（上記の業種を除く）の工場の設置

2 補助の対象となる要件は？

企業の事業所設置に当たり、次の要件をすべて満たすことが必要です。

県内企業についても要件をすべて満たせば対象となりますが、全面移転の場合には移転後の事業所面積・生産額の推移等を総合的に判断して、補助の対象としない場合がありますのであらかじめご了承ください。

- (1) 初期投下固定資産額
 - ・ 3千万円以上 (①)
 - ・ 5千万円以上 (②、③の事業で土地、建物及び償却資産を取得する場合)
 - ・ 1億円以上 (④)
 - ・ 3億円以上 (⑤)
 - ・ 10億円以上 (⑥ (過疎地域及び県営工業団地以外の場合))
 - ・ 3億円以上 (⑥ (過疎地域又は県営工業団地の場合))
- (2) 新規地元常用雇用者（新たに雇用する常用雇用者（雇用保険加入者）（県内在住者に限る。）又は事業所新設に伴い県内に転入する常用雇用者）
 - ・ 5人以上 (①、③～⑤)
 - ・ 10人以上 (⑥)
 - ・ 20人以上 (②)
- (3) 事業所を設置する市町村の優遇策の適用を受けていること
- (4) 岐阜県から他の補助金など税財政優遇策の適用を受けていないこと

3 補助の内容は？

○土地、建物及び償却資産を取得する場合

- ・補助対象経費 … 初期投下固定資産（土地、建物、償却資産）の取得に要する経費
※一般製造業については従業員住宅の取得費も対象となります。
【補助対象外となる経費】
 - ・土地取得費のうち、事業用建物面積（延床面積）の100/65（約1.53倍）を超える部分の取得費用
 - ・外構工事費
 - ・製品倉庫及び福利厚生施設・設備の取得費
 - ・資産の取得にかかる消費税 等
- ・補助金の額 … 補助対象経費の実支出額の10分の1以内
- ・限度額 … 5億円(①、④～⑥の事業で、県営工業団地への立地の場合は10億円)
ただし、補助金の額が1億円を超える場合には、1ヶ年度にお支払いする補助金の額は1億円を限度とします。
【例】5億円＝1億円＋1億円＋1億円＋1億円＋1億円（5年間）

○事業所を賃借する場合（②、③の事業に限る）

- ・補助対象経費 … 操業開始後60ヶ月以内の次に掲げる経費
 - (1)事業所賃借料(敷金、礼金、権利金等の経費を除く)
 - (2)通信回線使用料
 - (3)新規地元常用雇用者(雇用された期間が12ヶ月を超えた者)の雇用に係る経費
- ・補助金の額 … (1)事業所賃借料の1/2以内の額
(2)通信回線使用料の1/2以内の額
(3)新規地元常用雇用者1人につき30万円
- ・限度額 … 3億円((1)+(2)+(3)における60ヶ月の通算額)
※ただしコールセンターに係る(2)通信回線使用料については、原則として2,500万円/年を上限とします。

4 補助金申請のスケジュールは？

土地、建物及び償却資産を取得する場合は工場設置工事の着手前に、事業所を賃借する場合は事業所賃貸借契約締結の前に補助事業の指定申請（事前協議）が必要です。

その後のスケジュールについては、別紙「岐阜県企業立地促進事業補助金交付までのスケジュール」をご参照ください。

<指定申請書提出期限>

- 土地、建物及び償却資産を取得する場合
→ 設置工事着手の30日前
- 事業所を賃借する場合（②、③の事業に限る）
→ 事業所賃貸借契約締結の15日前

制度の詳細につきましてはお気軽に下記までお問い合わせください
岐阜県商工労働部 企業誘致課
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
TEL 058-272-1111 (内線 3083) FAX 058-278-2659
ダイヤル 058-272-8370
E-mail c11342@pref.gifu.lg.jp

岐阜県企業立地促進事業補助金交付までのスケジュール (建物を取得する場合)

